表しろクローバの項中「葉柄の太さ」の次に「、葉全体の大きさ、小葉の着き方」を加え、「平均小葉数」を「小葉数」に、「葉の主な色（複色品種に限る。）、葉の二次色（複色品種に限る。）、葉の三次色（複色品種に限る。）」を「葉の主な色（２色以上の葉を持つ品種に限る。）、葉の二次色（２色以上の葉を持つ品種に限る。）、葉の三次色（３色以上の葉を持つ品種に限る。）」に改め、同表たにうつぎの項中「葉身の斑の強弱」の次に「、葉身の斑の色」を加える。

○東北地方整備局告示第二十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第１項の規定に基づき、平成二十四年二月二十日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月七日　　東北地方整備局長　徳山日出男

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合する分離嫌気ろ床担体流動方式

製造者の住所・氏名	宮城県仙台市青葉区葉山町１番26号　萱場工業株式会社 代表取締役　萱場　　昭
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡南知多町大字大井字和田ヶ丘38－２　大栄産業株式会社　南知多工場 愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業株式会社　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159番地９　大栄産業株式会社　北海道工場 宮城県栗原市若柳武鎗字猿田沢15番地の43　若柳化成工業株式会社 栃木県芳賀郡益子町大字塙355　有限会社協栄工業 岐阜県安八郡安八町南條1294番地１　坂化学工業株式会社 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の１　南九州ニッコー株式会社 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業株式会社

認定番号	浄化槽の名称
２－12－H－001	カヤエース　KAM－15CⅢ型
〃　－１	〃　KAM－20CⅢ型
〃　－２	〃　KAM－25CⅢ型
〃　－３	〃　KAM－30CⅢ型

○東北地方整備局告示第二十四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第１項の規定に基づき、平成二十四年二月二十日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月七日　　東北地方整備局長　徳山日出男

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合する分離嫌気ろ床担体流動方式

製造者の住所・氏名	宮城県仙台市青葉区葉山町１番26号　萱場工業株式会社 代表取締役　萱場　　昭
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業株式会社　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159番地９　大栄産業株式会社　北海道工場 宮城県石巻市福地字塩手105番地　株式会社コバヤシ製作所 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の１　南九州ニッコー株式会社 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業株式会社

認定番号	浄化槽の名称
２－12－H－002	カヤエース　KAM－35TⅢ型
〃　－１	〃　KAM－40TⅢ型
〃　－２	〃　KAM－45TⅢ型
〃　－３	〃　KAM－50TⅢ型

○近畿地方整備局告示第五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第１項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の全部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年三月七日

近畿地方整備局長　上総　周平

第１　起業者の名称　和歌山県

第２　事業の種類　県道上富田すさみ線改築工事（和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字石行地内から同町江住字カンジャ地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字石行、字丸嶋及び字カンジャ地内

２　使用の部分　和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字石行、字丸嶋及び字カンジャ地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字石行地内から同町江住字上ミ平見地内までの延長1,340ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道上富田すさみ線改築工事及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道上富田すさみ線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道上富田すさみ線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき和歌山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。